



# 和歌山市公報

令和6年（2024年）11月15日  
第1787号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 告 示 】

番号		ページ
427	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 3
428	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 4
429	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 5
430	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 6
431	公示送達（令和6年度市民税県民税森林環境税納税通知書）	(市民税課) 7
432	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 8
433	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 9

### 【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 10
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 11
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 12
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 13
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 14
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 15
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	(地籍調査課) 16
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課) 17

### 【 選挙管理委員会告示 】

42	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 18
----	----------------------------	-----------------

### 【 人事委員会公告 】

○	令和6年度第3回和歌山市職員採用試験の実施	(人事委員会事務局) 19
---	-----------------------	---------------

### 【 教育委員会告示 】

17	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) 27
18	教育委員会の招集（令和6年和歌山市教育委員会告示第17号）の一部改正	(教育政策課) 28

### 【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(農業委員会事務局) 29
○	農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	(農業委員会事務局) 30

### 【 企業局告示 】

41	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者	(企業総務課) 31
42	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	(企業総務課) 32
43	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	(企業総務課) 34

44 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（企業総務課）

35

和歌山市告示第427号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年11月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年10月18日及び同月26日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年10月17日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年11月6日揭示済)

和歌山市告示第428号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年11月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び善明寺中央公園	令和6年10月16日、同月17日、同月22日、同月25日、同月28日、同月29日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年11月6日揭示済)

和歌山市告示第429号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年11月7日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月20日及び同月26日	令和6年8月7日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月18日	令和6年8月7日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月16日	令和6年8月7日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、善明寺中央公園	令和6年7月16日、同月18日、同月25日、同月26日及び同月29日	令和6年8月7日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年11月6日揭示済)

和歌山市告示第 4 3 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 6 年 1 1 月 8 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
2 4 - 3 5	西和佐 3 5 号線	和歌山市岩橋 1 5 7 3 番 3 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 5 7 3 番 5 地先	旧	3 6 . 5 0	4 . 4
			新	3 6 . 5 0	6 . 0 ～ 6 . 6

(令和 6 年 1 1 月 8 日 掲 示 済)

**和歌山市告示第431号**

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和6年度 市民税県民税森林環境税納税通知書  
(別紙省略)

(令和6年11月15日揭示済)

和歌山市告示第432号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30718 00670	合同会社医療福祉会	ヘルパーステーションことぶき 和歌山県岩出市中迫188番地6	生活支援型訪問サービス	令和6年10月1日
30701 07325	株式会社タンデム	タンデムケアネットワーク 和歌山市小野町三丁目15番地	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年10月31日

(令和6年11月15日掲示済)



## 和歌山市告示第433号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30101 11114	紀の国医療生活協同組合	今福診療所 和歌山市今福2丁目1-16	通所介護	令和6年10月 5日
30701 14594	株式会社文珠	ホームケア小人町 和歌山市小人町5番地	訪問介護	令和6年10月 31日
30701 07325	株式会社タンDEM	タンDEMケアネットワーク 和歌山市小野町三丁目15番地	訪問介護	令和6年10月 31日
30701 07325	株式会社タンDEM	タンDEMケアネットワーク 和歌山市小野町三丁目15番地	居宅介護支援	令和6年10月 31日

(令和6年11月15日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年11月5日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市平尾字鴨折788番1の一部、788番2、785番15、785番17、785番18、宇崎ノ畑875番8、875番12	和歌山市平尾785番地17 カドヤ株式会社 代表取締役 角谷直哉

(令和6年11月5日揭示済)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和 6年 11月 7日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市府中字箸折 544 番 1、544 番 2、544 番 3、544 番 4、545 番 1、545 番 4、545 番 5、545 番 6、551 番 6、552 番 1、552 番 3、552 番 4、552 番 5、552 番 6、552 番 7、552 番 8、552 番 9、552 番 10、552 番 11、552 番 12、552 番 13、552 番 14、552 番 15、552 番 16、552 番 17、552 番 18、552 番 19、552 番 20、552 番 21、552 番 22、552 番 23、552 番 24、552 番 25、552 番 26、552 番 27、552 番 28、553 番 1、553 番 2、553 番 3、553 番 4、553 番 5、553 番 6、553 番 7、553 番 8、553 番 9、554 番 1、554 番 2、554 番 3、554 番 4、555 番 1 の一部、555 番 2、555 番 3、555 番 6、555 番 7、558 番 1、558 番 4、559 番 25、字新在家垣内 716 番 1 の一部、716 番 6、716 番 7、716 番 8、716 番 9、716 番 10、716 番 11、716 番 12、716 番 13、里道、水路（第1工区）	和歌山市毛草屋丁25番地 株式会社際 代表取締役 室谷 実

(令和6年11月7日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番  
和歌山市紀三井寺字楠木267番6  
和歌山市紀三井寺字楠木267番7
- 2 筆界案を確認することができる場所  
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者  
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者  
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年11月8日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番  
和歌山市内原字名田608番4
- 2 筆界案を確認することができる場所  
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者  
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者  
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年11月8日揭示済）

## 公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したため、同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 土地の所在・地番

和歌山市内原字外垣内1139番

和歌山市内原字貝吹山1825番1

和歌山市内原字貝吹山1825番5

和歌山市内原字貝吹山1825番7

和歌山市紀三井寺字楠木267番1

和歌山市紀三井寺字楠木267番13

## 2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

## 3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

## 4 筆界案の作成者

和歌山市

## 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年11月8日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年11月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番  
和歌山市内原字貝吹山1825番3  
和歌山市内原字貝吹山1825番4
- 2 筆界案を確認することができる場所  
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課  
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階  
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者  
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者  
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年11月8日揭示済）

## 公告

和歌山市新中島・中島の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和6年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和6年11月11日から12月2日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 杭の瀬文化会館 相談室（和歌山市杭ノ瀬76-7）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、杭の瀬文化会館 相談室においては令和6年11月11日から同月18日までの間（同月17日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては令和6年11月19日から12月2日までの間（11月23日、同月24日、同月30日及び12月1日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和6年11月11日揭示済）



次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年11月11日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市小倉字松裏595番1	(登載省略)

(令和6年11月11日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 2 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地  
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて

(令和 6 年 1 1 月 8 日 揭示済)

令和6年度第3回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和6年11月13日

和歌山市人事委員会委員長 田中祥博

令和6年度第3回和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和7年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	職務内容
行政職I種	土木職	2人	市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事する。
	電気職	1人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。
	機械職	1人	市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす者。

（1）

試験区分		受験資格
行政職I種	土木職	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当する者（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>（ア）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。以下同じ。）を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>ウ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等専門学校をいう。以下同じ。）を卒業又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 土木に関する専門課程（準ずる課程を含む。）を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）技術士（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>（イ）技術士補（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>（ウ）1級土木施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和6</p>

	<p>年10月31日現在)</p> <p>電気職</p> <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた者 (学歴不問)</p> <p>イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者(いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例)</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>ウ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、高等専門学校を卒業又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 電気に関する専門課程(準ずる課程を含む。)を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ク)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 第一種電気主任技術者 (イ) 第二種電気主任技術者</p> <p>(ウ) 第三種電気主任技術者 (エ) エネルギー管理士</p> <p>(オ) 1級電気工事施工管理技士 (カ) 建築設備士</p> <p>(キ) 技術士(電気電子部門) (ク) 技術士補(電気電子部門)</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、電気(電気設備の設計・施工管理・維持管理)に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者(令和6年10月31日現在)</p> <p>機械職</p> <p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた者 (学歴不問)</p> <p>イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)又は(イ)に該当する者(いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例)</p> <p>(ア) 大学を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ) 外国の大学を修了した者など和歌山市人事委員会が(ア)と同等であると認める者</p> <p>ウ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、高等専門学校を卒業又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 機械に関する専門課程(準ずる課程を含む。)を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 技術士(機械部門) (イ) 技術士補(機械部門) (ウ) 建築設備士</p>
--	---

		ウ 民間企業や公的機関等における、機械（機械設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和6年10月31日現在）
--	--	--

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注意事項

- 1 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。
  - (1) 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間（パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間は除く。）のみが該当する。
  - (2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
  - (3) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

2 職務経験には、次に例示するものが該当し、管理・計画業務と関わりのない現場業務等は除く。

試験区分	職務経験（例）
土木職	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計又は施工管理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務
電気職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の電気設備工事の設計又は

	施工管理 ○施設等の電気設備の制御又は維持管理
機械職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の機械設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の機械設備の制御又は維持管理

注意事項 職務経験年数による受験の場合、最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要である。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

### 3 試験の方法等

#### (1) 試験種目及び配点一覧

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）
全区分	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査

#### 注意事項

- 第1次試験結果を50点満点に換算し、第1次試験及び第2次試験の総合得点（200点満点）による順位で最終合格者を決定する。
- 適性検査は、第2次試験種目だが、第1次試験日に全受験者に実施する。

#### (2) 試験内容等

試験種目	試験内容等
能力検査	基礎能力検査（SCOA-A）。45分のテストセンター方式。大学卒業程度の内容で、出題分野は、言語（文章読解能力）、数理（数的能力）、論理（論理的思考能力）
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。受験する職種に関する専門知識についても併せて確認する。
適性検査	性格等に関する適性検査、口述試験の参考資料として使用する。

注意事項 テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するもの。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応する必要あり。

### 4 試験日等

試験日時		試験会場	実施試験種目
第1次試験	令和7年1月7日（月）～19日（日）の間で受験者が選択する日時	47都道府県に360か所以上設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場	能力検査 適性検査
第2次試験	令和7年2月中旬～下旬のうち1日	和歌山市役所（和歌山市七番丁23番地）又は周辺会場	口述試験

#### 注意事項

- 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 第1次試験の会場については、次のURL（<https://cibt-s.com/testcenter/>）を参照すること。
- 第1次試験日に実施する適性検査は第2次試験の種目のものである。
- 試験会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

### 5 合格発表等

- 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認め

る得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。なお、能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

(2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

試験	合格発表時期	方法
第1次試験	令和7年1月下旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験	令和7年2月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

(3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問合せには応じない。

## 6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、概ね2人とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
  - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
  - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
  - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

## 7 試験結果の情報提供

(1) この採用試験の結果については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができる。

	提供を求めることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国	和歌山市人事委員会事務局

第2次試験	第2次試験の受験者 (本人に限る。)	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）
-------	-----------------------	---	---

(2) 情報提供を受けようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による提供はできない。

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されない。

9 受験申込み

(1) 申込みの制限

- ア インターネット（電子申請）又は郵送による申込みとする。
- イ 申込みできる試験区分は1つに限り、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。

(2) 受験案内及び申込書の配布


令和6年11月20日（水）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ <a href="https://www.city.wakayama.wakayama.jp/">https://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a>
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、180円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号でA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

ア インターネットによる申込み（電子申請）

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/f/EypFw">https://logoform.jp/f/EypFw</a>	
申込期間	令和6年11月20日（水）から同年12月17日（火）まで	
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	<b>※共通入力事項</b> ・試験区分 ・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、生年月日 ・メールアドレス ・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備し、スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、	



	縦4：横3サイズで背景は無地とすること。） ・最終学歴 ・2受験資格（1）②アに該当する者は、専門課程に係る学校名等 ・2受験資格（1）②イに該当する者は、資格名称と取得時期、資格を有することを証明する写真等（jpg又はpdfファイル） ・2受験資格（1）②ウに該当する者は、職歴 ※2受験資格（1）試験区分別受験資格のいわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例に該当される方は、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問合せすること。
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡するので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参すること。なお、令和6年12月24日（火）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡すること。

注意事項

- 1 申込みには、メールアドレスが必要になる。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はない。
- 2 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付ける。
- 3 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信される。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていないので、注意すること。
- 4 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにすること。
- 5 システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もあるので注意すること。
- 6 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

イ 郵送による申込み

提出書類	① 申込書（1枚目、2枚目及び3枚目を重ね、左上1か所をホチキス留めしたもの。） （注）2受験資格（1）②イに該当する者は、資格を有することを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。 ② 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付すること。 ③ 添付書類 （1）2受験資格（1）試験区分別受験資格のいわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例に該当する者は、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問合せすること。
申込期間等	令和6年11月20日（水）から同年12月17日（火）まで 令和6年12月17日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
提出先	送付先：郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。
受験票の発行	令和6年12月中旬以降に順次発送する。なお、受験票が令和6年12月24日（火）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

- ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。

- イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。
- ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 第1次試験予約方法

- (1) 申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事務委員会事務局（j i n j i - c @ c i t y . w a k a y a m a . l g . j p）及び委託業者（r e n r a k u @ c b t - s . c o m）から受験の案内メールを送信する。
- (2) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時の選択等を行い、予約を完了すること。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信する。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行わない。

注意事項

- 1 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができるが、それ以降の変更はできない。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできない。
- 2 プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合がある。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせること。使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。
- (3) 受験予約完了後、委託業者（h e l p @ c b t - s . c o m）から受験予約完了のメールが配信されるので、予約内容を確認すること。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は委託業者へ問い合わせること。

11 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書を提出させる。履歴書の提出期限は令和7年2月5日（水）午後1時を予定。実際の提出期限については、送付する合格通知で確認すること。
- (2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

- (1) 令和6年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
行政職I種	約207,900円

- (2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に参加することになる。

13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
  - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
  - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
  - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和6年11月13日揭示済)

**和歌山市教育委員会告示第17号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年11月11日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年11月14日（木） 午前10時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 令和8年度和歌山市立中学校の制服モデル決定について
  - (2) 令和6年12月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
  - (3) 和歌山市立幼稚園教頭候補者選考検査実施について
  - (4) その他

(令和6年11月11日揭示済)

**和歌山市教育委員会告示第18号**

教育委員会の招集（令和6年和歌山市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月13日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

3事案を次のように改める。

**3 事案**

- (1) 令和8年度和歌山市立中学校の制服モデル決定について
- (2) 和歌山市西コミュニティセンター新築工事に係る契約変更について
- (3) 令和6年12月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
- (4) 和歌山市立幼稚園教頭候補者選考検査実施について
- (5) その他

（令和6年11月13日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年11月6日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績

1 開催日時

令和6年11月11日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について

(令和6年11月6日掲示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和6年11月11日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績  
(令和6年11月11日揭示済)

和歌山市企業局告示第41号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和6年11月13日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪市住吉区南住吉1丁目1番16号 株式会社トーシン社 代表取締役 辻本 雅洋	株式会社トーシン社	大阪市住吉区南住吉1丁目1番16号	令和6年10月1日	第652号
和歌山市西庄908番地1 鍛冶寅商店株式会社 代表取締役 寺本 敏彦	鍛冶寅商店株式会社	和歌山市西庄908番地1	令和6年10月18日	第653号

(令和6年11月13日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第42号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和6年11月13日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市平岡283番地 平岡ポンプ水道店 代表者 平岡 卓治	平岡ポンプ水道店	和歌山市平岡283番地	平成10年4月13日	第77号
和歌山市船所108番地の9 三和興業株式会社 代表取締役 岡本 聖治	三和興業株式会社	和歌山市船所108番地の9	平成10年4月13日	第46号
和歌山市松江北7丁目10番28号 近畿電設工業株式会社 代表取締役 吉川 幸夫	近畿電設工業株式会社	和歌山市松江北7丁目10番28号	平成10年4月28日	第12号
和歌山市西浜1057番地の11 株式会社青木工業所 代表取締役 青木 保誠	株式会社青木工業所	和歌山市西浜1057番地の11	平成10年4月1日	第1号
和歌山市太田23番地 和歌山配管工事株式会社 代表取締役 牧野 正博	和歌山配管工事株式会社	和歌山市太田23番地	平成10年4月15日	第38号
和歌山市加太888番地の1 森田鉄建株式会社 代表取締役 森田 大介	森田鉄建株式会社	和歌山市加太888番地の1	平成10年4月23日	第65号
和歌山市川辺451-3 南出水道店 代表者 南出 昌弘	南出水道店	和歌山市川辺451-3	平成10年4月8日	第27号
有限会社中山配管工業所 和歌山市北出島1丁目4番27号 代表取締役 中山 一成	有限会社中山配管工業所	和歌山市北出島1丁目4番27号	平成10年4月10日	第22号
株式会社三田設備工業 和歌山市朝日436-5 代表取締役 中井 啓仁	株式会社三田設備工業	和歌山市朝日436-5	平成10年4月9日	第103号
湯川水道工業所 和歌山市湊4丁目11番40号	湯川水道工業所	和歌山市湊4丁目11番40号	平成10年4月30日	第35号



代表者 湯川 幸司				
岡本工業所 和歌山市大谷417番地12 代表者 岡本 浩和	岡本工業所	和歌山市大谷831 番地68	平成10年4月1 0日	第17 号
吉田商会 和歌山市打越町1-21 代表者 吉田 公亮	吉田商会	和歌山市打越町1- 21	平成10年4月2 3日	第71 号
バンドー設備工業株式会社 和歌山市小野町2丁目17番 地 代表取締役 坂東 利明	バンドー設備 工業株式会社	和歌山市小野町2丁 目17番地	平成10年4月3 日	第25 号
株式会社大昌商会 和歌山市南田辺丁50番地 代表取締役 山本 昌昭	株式会社大昌 商会	和歌山市南田辺丁5 0番地	平成10年4月1 6日	第45 号
中筋建設株式会社 和歌山市鳴神1035番地 代表取締役 中筋 康文	中筋建設株式 会社	和歌山市鳴神103 5番地	平成10年4月1 3日	第19 号
鉄羽水道店 和歌山市西浜1038番地1 14 代表者 鉄羽 義隆	鉄羽水道店	和歌山市西浜103 8番地45	平成10年4月1 0日	第41 号
高尾水道店 和歌山市神前395番地5 代表者 高尾 丈之	高尾水道店	和歌山市神前395 番地5	平成10年4月7 日	第99 号
有限会社西岡水道店 和歌山市杭ノ瀬78番地 代表取締役 西岡 廣秋	有限会社西岡 水道店	和歌山市杭ノ瀬78 番地	平成10年4月1 7日	第24 号
カワノ設備工業 和歌山市西浜1048番地1 2 代表者 河野 敏典	カワノ設備工 業	和歌山市西浜104 8番地12	平成10年4月8 日	第10 1号

(令和6年11月13日揭示済)

和歌山市企業局告示第 4 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 3 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市西庄 9 0 8 番地 1 鍛冶寅商店 代表者 寺本 敏彦	鍛冶寅商店	和歌山市西庄 9 0 8 番地 1	令和 6 年 1 0 月 1 8 日	第 6 6 号

(令和 6 年 1 1 月 1 3 日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第44号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和6年11月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指 定 番 号	第930号
変 更 年 月 日	令和6年9月17日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	工和工業株式会社 和歌山営業所	
営 業 所 所 在 地	和歌山市黒田170-1	和歌山市北新博労町2-1-103
代 表 者 氏 名	代表取締役 安居 英洋	

(令和6年11月14日揭示済)